

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年3月8日

2. 回答を行った年月日

令和3年4月7日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、パートナーと呼ばれる事業者と販売代理店契約を締結し、照会者の行う有料職業紹介事業について広報を行い、求人の申込みを勧奨させることを検討している。

具体的には、パートナーは、外国人採用に関心を持つ企業に対し、照会者の行う有料職業紹介の事業や外国人採用イベント等のサービスについて広報を行い、求人の申込みを勧奨する。ただし、求人企業は照会者に対して直接求人の申込みを行うほか、パートナーは照会者からの連絡事項を求人者に伝達する以外には、個別の求人者・求職者に関する連絡調整は行わないこととされている。

4. 確認の求めの内容

「3. 新事業活動に係る事業の概要」に記載のサービスの実施に当たり、当該サービスにおけるパートナーの行為が職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」に該当しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。

確認の求めのあった「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書」（以下「照会書」という。）の記載によると、当該サービスにおいて、照会者と販売代理店契約を締結するパートナーは、照会者の職業紹介事業者としての活動を広報し、求人者に対して求人の申込みを勧奨するほか、照会者のサービスに関する問い合わせに対応する一方で、個別の求職者について求人者に情報を提供することはしないこととされている。

このため、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、パートナーは、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしておらず、当該サービスにおけるパートナーの行為は「職業紹介」には該当しないと解釈される。